

平成 10 年 1 月 7 日

各 単 位 組 合 御 中

全国高圧ガス溶材組合連合会
事 務 局

容器保安規則の一部改正について

前略 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
本年も相変わらずのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、昨年の高圧ガス保安法改正時継続審議となりました容器再検査期間の延長については、別途委員会を設けて審議検討中でありましたが、先般結論を得て、平成 9 年 12 月 26 日付官報をもって「容器保安規則の一部を改正する省令」として交付されました。（別途参照）

我々に関係深い一般継目なし容器（酸素、窒素、アルゴン、炭酸、ヘリウム、水素容器等）及び溶接容器（アセチレン容器）についての再検査機関の改正点は次の通りです。

- | | | |
|-------------|----------------|-------------------------|
| 1. 一般継目なし容器 | 5 年（従来は 3 年） | |
| 2. 溶 接 容 器 | 製造後 20 年未満 5 年 | （従来は 15 年未満 5 年） |
| | | （従来は 15 年以上 20 年未満 2 年） |
| | 製造後 20 年以上 2 年 | （従来は 1 年） |

施行日 平成 10 年 4 月 1 日

但し、平成元年 3 月 31 日以前に容器検査に合格した（製造した）容器の再検査期間は従来通り。

平成元年 4 月 1 日以降平成 10 年 3 月 31 日までに容器検査に合格した（製造した）容器の再検査期間は、この省令の施行後最初に受ける容器再検査期間のみ従来通り。

以上

要約

- 平成元年（1989）3 月 31 日以前の容器は従来通り 3 年毎
- 平成元年（1989）4 月 1 日～平成 10 年（1998）3 月 31 日までは、1 回目 3 年、2 回目以降 5 年毎
- 平成 10 年（1998）4 月 1 日よりの新容器は 5 年毎

フクゴウボンベ？

FRP（軽量容器）製ボンベ（耐圧試験は 3 年毎）